

1. 議事日程（第20日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第73号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第8号）（所管部門）
2. 議案第81号 天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について
3. 請願第 3号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第69号 上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第70号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第73号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第8号）（所管部門）
4. 議案第77号 平成24年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）
5. 議案第78号 平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
6. 議案第82号 公有水面埋立てに関する意見について
7. 議案第86号 訴えの提起について（所有権移転仮登記抹消登記手続請求事件）

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第68号 上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第71号 上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第72号 上天草市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
4. 議案第73号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第8号）（所管部門）
5. 議案第74号 平成24年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
6. 議案第75号 平成24年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
7. 議案第76号 平成24年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
8. 議案第79号 平成24年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
9. 議案第80号 平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
10. 議案第83号 工事請負契約の変更について（倉江浄水場築造（土木）工事）
11. 議案第84号 訴えの提起について

1 2. 議案第 8 5 号 工事請負契約の締結について（今津中学校屋内運動場改築（建築）工事）

日程第 4 議案第 7 3 号 平成 2 4 年度上天草市一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 5 発議第 7 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 6 発議第 8 号 議会の委任による専決処分事項の指定について

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（21名）

議長 堀江 隆臣

1 番 平田 晶子 2 番 何川 雅彦 3 番 田中 辰夫

4 番 須崎 光枝 5 番 宮下 昌子 6 番 西本 輝幸

7 番 高橋 健 8 番 小西 涼司 9 番 田中 豊八

1 0 番 島田 光久 1 1 番 川口 望 1 2 番 田中 万里

1 3 番 北垣 潮 1 4 番 園田 一博 1 5 番 窪田 進市

1 6 番 津留 和子 1 7 番 桑原 千知 1 8 番 渡辺 勝也

1 9 番 田中 勝毅 2 1 番 新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

2 0 番 蔭塚 安親

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	副 市 長	尾上 徳廣
教 育 長	鬼塚 宗徳	総 務 企 画 部 長	杉田 省吾
市 民 生 活 部 長	大谷 達巳	建 設 部 長	楠本 金生
経 済 振 興 部 長	坂中 孝臣	教 育 部 長	松本 和任
健 康 福 祉 部 長	静谷 正幸	上天草総合病院事務部長	松本 精史
総 務 課 長	舛本 伸弘	市長公室長兼企画政策課長	岡崎 浩幸
会 計 管 理 者	小多 貞利	水 道 局 長	緒方 雅文
財 政 課 長	川端 義孝		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 大 西 訓 局 長 補 佐 山 下 正
参 事 小 松 野 洋 己

開 議 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

20番、猪塚安親君から欠席の届け出がっております。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、先日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長、西本輝幸君。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

12月10日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

審議事項は、2件の追加議案の取り扱いで、その内容は、議会運営委員会からの発議であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、及び議会の委任による専決処分事項の指定についてでございました。この2件については、先日の全員協議会において事務局より説明がなされ、御協議いただきましたとおりに提案するものでございます。

当委員会において慎重に審議しました結果、日程を追加し、本日の本会議で審議し、採決することに決定いたしましたので、御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の日程は、委員長報告、採決となっております、議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 総務常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第73号、上天草市一般会計補正予算第8号外2件を議題といたします。

総務常任副委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任副委員長、園田一博君。

○総務常任副委員長（園田 一博君） おはようございます。

猪塚委員長が手術のため入院されておりますので、私がかわって委員長報告をいたします。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る12月13日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第73号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第8号の所管部門についてでございますが、まず、総務企画部所管について、委員から、マリフレクリエーション創出事業委託料については、前年度、フィッシャリーナ天草に委託したものの継続事業だと思いが、222万円減額した理由について伺いたいとの質疑があり、執行部から、本事業は、フィッシャリーナ天草におけるクルージングやパーティー、隣接するパールサンビーチのイベントなど、新たなマリフレクリエーション事業を創出して観光客誘致を図るため、実施事業にかかわるスタッフを熊本県緊急雇用創出基金を活用し、1名雇用する予定であったが、共同出資者であるヤマハ発動機株式会社から1名要員を確保いただいたことから、減額するものであるとの答弁がありました。

これを受け、委員から、新規雇用の機会が得られなかったばかりか、今後の基金活用等への影響や本市に対する信用度の低下といった不利益をこうむるのではないかと懸念する。今後は打ち合わせを密に行い、計画を十分精査した上で実施していただきたいとの要望がありました。

また、委員から、地域づくりチャレンジ事業補助金174万2,000円の事業内容を伺いたいとの質疑があり、執行部から、県の事業であり、交付された補助金について、市を経由して採択された3事業者に支払うという予算の流れとなっている。事業費の内訳としては、天草クラブが採択を受けたみんなで宝島をプロデュースプロジェクト天草の魅力発掘事業に補助率2分の1の53万7,000円、上天草物産館さんばーる出荷協議会が採択を受けた地元農産物を活用した商品開発への取り組みに補助率3分の2の40万6,000円、NPO法人KAプロジェクトが採択を受けたわくわくあまくさ体験教室事業に補助率3分の2の79万9,000円、合計174万2,000円となっているとの答弁でありました。

また、委員から、乗合タクシー運行費補助金97万2,000円の内容を伺いたいとの質疑があり、執行部から、運行箇所4地区の増額分であり、長砂連・野米地区が68万2,000円、白涛・東満地区が10万6,000円、樋島地区が13万2,000円、大作山地区が5万2,000円、合計97万2,000円の増額となっているとの答弁でありました。

これを受け、委員から、全体的に利用者がふえたため増額と認識するが、今後も増加する見込みなのかとの質疑があり、執行部から、認知度も高まっており、現在、増加傾向であることから、利用者は今後もふえていくのではないかと推測しているとの答弁でありました。

また、委員から、防火水槽新設工事500万円について、当初予算の628万4,000円と合わせて1,128万4,000円となり、2基相当分の金額になると思われるが、今後も2基ずつ設置していくのか、また、場所についても伺いたいとの質疑があり、執行部から、当初においては、例年、1基分の予算を計上しているところだが、今回は国において補正予算が組まれたため、緊急的に計上

させていただいた。国から次年度以降も継続した補助があれば2基以上の設置も見込めるが、基本的には年1基設置の方針である。増額分での設置場所については、龍ヶ岳町高戸の脇浦地区を予定しているとの答弁でありました。

これを受け、委員から、設置する箇所判断はどのように行っているのかとの質疑があり、執行部から、地区からの申し込み順となっているとの答弁でありました。

これを受け、委員から、防火水槽に関しては、以前から個人の土地を提供いただいて設置する場合が多かったと思うが、今後もトラブル等が発生しないように場所の選定等を行っていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、今後においても、国や県の補助金等をうまく活用した事業が行えるよう、全庁的に取り組んでいただきたいとの要望があり、執行部から、財政が厳しい中、庁議においても補助事業等を活用した事業に率先して取り組んでもらうようお願いしている。現在、平成25年度当初予算の策定中であるが、財政課においてもそのような指導を行っており、各部署での認識も向上していると思われる。今後においても、補助金や交付金を活用できる事業に積極的に取り組んでまいりたいとの答弁でありました。

次に、市民生活部所管について、委員から、窓口業務委託料348万9,000円に関しては、質疑の中で20名の研修費という答弁があったが、どのような研修内容なのか、また、今後の流れについて伺いたいとの質疑があり、執行部から、大矢野窓口センター、市民窓口課、姫戸統括支所、龍ヶ岳統括支所において、現在行っている窓口業務に関する実務的な研修を1カ月間受講していただく内容である。今後については、応募があった五つの事業者からプロポーザル方式により最もすぐれた提案がなされた1社を選定し、年末から1月上旬にかけて委託業者による社員募集及び各窓口への人員配置が決定した後、研修に臨んでいただく予定であるとの答弁でありました。

これを受け、委員から、研修期間の1カ月は妥当なのかとの質疑があり、執行部から、これまで臨時職員や嘱託職員として実務経験のある方を優先的に採用するよう募集要項で定めていることから、妥当な期間と認識しているとの答弁でありました。

また、委員から、12月14日に委託業者の選定がされるということだが、さきの一般質問で出されたように、社員の雇用に関しては地元優先でお願いできないものかとの要望があり、執行部から、私ども選定委員会のメンバーとしても、地元雇用に関しては、一つの重要な着眼点と位置づけており、地域貢献度という観点から大きな点数を設けている。あくまでも採用に関しては委託業者の判断となるところだが、優先的な採用となるよう後押ししたいと考えているとの答弁でありました。

また、委員から、委託するに当たって、機器の購入や備品の破損、予期せぬ事故等のリスク分担についてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、機器に関しては、現在使用しているものを使っていただくことになるが、破損や事故等の考えられるリスクの抽出や取り決めに関しては、まだ決まっていない状況であるとの答弁でありました。

これを受け、委員から、これからということだが、コスト削減等にもつながるため、早急に精

査していただき、企業側と協議する必要があるのではないかと意見がありました。また、委員から、前定例会での郵便局への窓口5業務の委託、今回の民間への窓口業務委託、さらには近い将来における出張所の廃止について、生活に直結する市民の間ではさまざまな憶測が飛び交っている現状である。議員としての説明責任を果たすには限界があることから、行政として正確な情報を市民に伝えてほしいとの要望があり、執行部から、さきの9月議会において可決された郵便局への窓口5業務の委託、平成25年度にニーズ調査等を行いながら、今後のあり方について検討していくこととしている出張所の取り扱い、事務の効率化や職員の再配置といった事業効果が見込まれる今回の窓口業務の民間委託、以上の三つの事業に関しては、本来、それぞれ切り離して論議すべきものであると考える。窓口業務の民間委託に関する市民への周知については、来年3月までの間に詳細な説明を行う必要があると認識しており、今後の地域審議会においても説明する考えであるとの答弁でありました。

これを受け、委員から、市民が誤った情報を共有することがないように丁寧な説明をお願いしたいとの要望がありました。

そのほかにも委員からさまざまな質疑があり、慎重に審議いたしました結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号、天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、本件につきましては、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第3号、消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願についてでございますが、委員から、消費税増税は負担が大きく、小さな商売を営んでおられる方たちは消費税を転嫁できないといった不安も抱えておられる。議会として採択すべきではないかといった意見もありましたが、この件に関しましては、12月13日現在、衆議院選挙の真っ最中であり、選挙によって全国民が審判を下すと思われる。今回、あえてこの場で結論を出すのは避けたほうがよいとの意見が多数を占めたことから、継続審査とすることに決定しました。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会では、さきの11月6日から8日にかけて視察研修を行いましたので、御報告いたします。

福岡県八女市においては、八女市予約型乗合タクシーについて行政視察を行いました。全国平均を大きく上回る高齢化が進む中、定住自立圏構想の柱の一つである地域公共交通の維持・確保を図るため、既存の路線バス、患者輸送車、福祉バス等の地域生活交通を抜本的に見直し、市内に点在していた交通空白地域の解消を図り、安全、安心のまちづくりを支えている。課題は多いが、これからも市民に末永く親しまれる公共交通機関となることを目指し、取り組んでいきたいとの説明を受け、意見交換会を行いました。

北九州市エコタウンセンター及び環境ミュージアムにおいては、次世代を担う自然エネルギー

やバイオマスエネルギーの姿のほか、企業間連携や革新技术の研究など、さまざまなエネルギーの取り組みについて学ぶことができました。北九州市はかつて、工場や生活排水などによる公害を、市民や企業、大学、行政が力を合わせて克服し、現在では、政府から環境未来都市に選定され、世界の環境首都を目指して取り組みを進めており、未来に向けた、私たちと環境とのこれからのつながりについて、多くのことを学ぶことができました。

最後に、福岡市民防災センターを視察しました。ここは、さまざまな災害の模擬体験を通して、いざというときの防災に関する知識や対処法などを身につけてもらう施設で、地震体験、強風体験、火災体験、模擬消化訓練などを体験いたしました。災害が起こる前にやっておくこと、起こった場合の対応、災害発生後に行うことなどの知識と対策について学ぶことができ、落ち着いた行動をとるためには、日ごろからの訓練や知識が効果を発揮するということを改めて痛感した、非常に貴重な経験となりました。

以上、公共交通から環境問題、防災に関しての視察研修を通じ、今後の議会活動並びに各議員の見識を高めることができた有意義なものとなりましたことを御報告いたします。

また、総務常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げて、委員長報告を終わります。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これで終了いたします。

それでは、議案第73号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第8号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

議案第81号、天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、請願第3号、消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに

賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第69号、上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について外6件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、津留和子君。

○経済建設常任委員長（津留 和子君） おはようございます。

さきの本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る12月12日水曜日に委員会を開き、全委員出席のもと審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告をいたします。

現地踏査は、下水道の合津終末処理場と上天草港江樋戸港区を視察いたしました。合津終末処理場では、汚泥処理施設改築工事の概要について説明を受けました。この工事は、長寿命化計画に基づき平成25年度から平成26年度にかけて更新するもので、今回の補正予算においては、国の補助事業採択により平成25年度分の一部を前倒して計上いたしました。総事業費は1億2,493万円で、その内訳は、平成24年度2,000万円、25年度4,200万円、平成26年度6,293万円を計画しているとの説明がありました。上天草港江樋戸港区では、議案第82号、公有水面埋立てに関する意見について意見を求められている箇所について、現地の確認を行いました。

まず、議案第69号、上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、改正条例の基準に適合しない住宅の改善計画についての質問があり、執行部からは、経過措置に掲載しているとおり、現に存在する市営住宅についてはこの基準は適用せず、今後建てるものからこの基準が適用されるとの答弁がありました。

また、委員から、老朽化が進んでいる市営住宅が多いが、今後の建てかえ計画はあるのかとの質疑があり、執行部から、平成26年度までに策定する長寿命化計画の中で検討したいとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第70号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、本会議において質疑がありました下水道の構造の基準改定と排水管の内径についての確認があり、下水道関係の法令と本条例に差異があったために改正したとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第73号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第8号の所管部門について報告します。

まず、予備費充用について報告いたします。7月12日梅雨前線豪雨により球磨川等からの流木等が市内全域の海岸に漂着したことは、皆様も御記憶のことと思います。漂着物の収集、仮置きについては、市と上天草市建設業協会との協定に基づく支援活動で8月初旬に実施されましたが、運搬、処分については国の災害復旧事業の申請を行い、11月5日付で平成24年発生災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業として実施の内示があったため、予備費充用により早急に実施したい旨の報告を受けました。仮置きが長期間になると、衛生面や景観的にも不適當です。国の補助事業であり、漂着物の早急な処分のためやむを得ないものと了解をいたしました。予備費充用額は、経済振興部農林水産課2,377万円、建設部建設課1,593万1,000円です。

次に、予算審議について報告します。

農林水産業費では、まず農業費において、農業振興費の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金について、この補助金は、法人でなければ交付対象にならないのかとの質疑があり、執行部から、農業者や地域営農組織でも対象となり、今回は県の補助を活用して実施しています。1反あたり3万円を補助し、今回は3.2ヘクタールのうち1.9ヘクタールが対象となりました。また、3年以上継続して耕作し、作付状況を報告していただくことが条件となりますとの説明がありました。

林業費については、特に質疑はありませんでした。

水産業費では、水産振興費において、水産資源回復・基盤整備事業交付金の減額についての質疑がありました。執行部から、本事業は水産資源の回復を目的とした稚魚の放流及び漁場造成等を行うもので、カサゴの稚魚放流、藻場造成、カキ養殖施設整備、ヒジキ漁場造成、オコゼ稚魚放流事業として、当初2,089万5,000円を要求していましたが、県の審査により事業費の減額となりましたとの答弁がありました。

商工費につきましては、商工振興費で、雇用創出CAD講習セミナー業務委託料についての質疑があり、執行部から、CADとはコンピューターを利用して行う機械や構造物の設計・製図のことで、CADについての初歩的技術習得の講習セミナーを開催するものです。定員15名で、1月下旬から2月中旬に三日間開催する予定です。CADシステムの技術取得者を求められている地元企業もあり、企業支援と就職先の確保にもつながることから、今回の予算計上となりましたとの答弁がありました。

観光費では、オリーブ料理セミナー委託についての質疑がありました。執行部からは、平成25年度に予定していたものを今年度で開催したほうがより事業効果が上がるとの判断から、予算の組み替えで計上しましたとの説明がありました。

また、委員から、オリーブの木の作付状況についての質疑があり、個人の農地に300本ほど

植栽しています。今後も植栽の希望を募っていきたいと考えているとの答弁がありました。委員から、しっかりした長期戦略、ビジョンを持って取り組んでほしいとの意見が出されました。

土木費では、道路橋りょう費の橋りょう維持費において、樋島大橋補修設計委託料の計上と姫浦橋及び新田3号橋補修工事の減額についての質疑がありました。執行部から、樋島大橋については、今年度は補修の設計、来年度に耐震の設計を予定していたが、一括して行ったほうが安価となるため、今回の計上となりました。姫浦橋補修工事及び新田3号橋補修工事については、新年度に改めて計上しますとの答弁がありました。

港湾費では、港湾建設費の港湾施設維持管理計画書作成業務委託料についての質疑があり、執行部から、市内全域の港湾施設の長寿命化計画の策定委託ですとの答弁がありました。また、東風留浮棧橋整備工事の工事内容についての質疑があり、執行部から、先日の台風以後、アンカーピンのふぐあいは何回も発生するため、今回はセンターピン方式に変えたいと考えておりますとの答弁がありました。

災害復旧費については、質疑がありませんでした。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第77号、平成24年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第2号については、社会保険料の事業主負担金の増額によるものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第78号、平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について報告いたします。

今回の補正は、長寿命化計画に基づく汚泥処理施設改築工事と下水道管理費における消費税の計上によるものであり、現地踏査での詳細な説明もあり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、地方交付税の一本算定に関連する質疑はありませんでした。

次に、議案第82号、公有水面埋立てに関する意見については、委員から、地元住民や漁民の方への説明は行っているかとの質疑があり、執行部から、地元説明会を開催し、同意も得ています。平成24年度から平成28年度にかけて係留施設を建設するものです。総事業費は5億2,000万円となりますとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第86号、訴えの提起について、所有権移転仮登記抹消登記手続請求事件については、委員から、原告が上天草市と熊本市在住の方の連名になっていることへの質疑がありました。執行部から、この土地は、熊本県が取得し、平成20年に上天草市に財産譲与された大矢野北部地区広域農道の用地に抹消されずに残っている所有権移転仮登記の抹消手続に関する事案で、前所有者の方から、仮登記を外すための裁判に当たり、連名で訴えを起こすことの提案があった

ためです。裁判費用についても前所有者の方が負担されるとの説明がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、樋島漁協損失補償回収計画について報告いたします。

返済をされていたA氏について、去る11月6日に返済が完了されたことの報告がありました。この返済完了後に、原田弁護士から樋島漁協損失補償回収計画の中間報告があったとのことでした。

執行部からは、A氏の返済完了により、B氏の残債務は3,669万9,635円となります。これによりまして、B氏に返済を求めることとなりますが、調査によりB氏が自己破産していることが判明しております。よって、保証人への請求となります。しかしながら、4名の保証人のうち1名の方も自己破産しておられますので、残り3名への請求となります。

保証人の現状といたしまして、年齢は3名の方それぞれ82歳、76歳、75歳で、年金受給者の方もおります。資産も土地、家屋がありますので調査済みであります。内容を踏まえた上で請求をしていくことになると考えております。

今後の予定といたしまして、A氏の場合には債務者本人でございましたので、本人と話し合いの結果で返済計画を実行できました。これは、以前から払っておられた額をそのまま移行した形になりますけれども、本人に確認して、履行していただきました。B氏の残債務の場合につきましては、回収の対象者が当事者ではございません。よって、保証人との話がなかなかできません。そのことから、定額の回収等の計画作成までには至っておりません。しかしながら、今後は残りの3名の方への残債務の請求を実施していきたいと考えておりますとの説明がありました。

委員から、現段階では回収計画はできていないということになるとの発言があり、執行部からは、B氏の残債務につきましては、A氏のような毎月の定額での回収についての計画はできていません。保証人とのやりとりの中でできていくと思えますとの答弁がありました。

また、委員から、保証人3名について、破産宣告を受けていないか、収入内容と財産名義はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、破産宣告は行われていない、資産については、本人名義の資産もあるが、評価額以上の高額な抵当権が設定されている。収入は年金のほか営業収入、給与収入の方もいる。営業収入に関しては、赤字を計上されている。また、高齢のため、会社勤務をやめる可能性があり、給与に対しての請求も難しいのではとの報告を受けていますとの答弁がありました。委員から、残債務の収入や資産からの回収は難しいのではないかと指摘に対し、執行部からは、改めて請求書を出して話し合うこともあると思えますし、裁判も一つの方法でありますので、検討をしていくことになると思えますとの答弁がありました。

以上が樋島漁協損失補償回収計画についての報告です。

次に、議会報告会での意見の報告を行い、資料に基づき各班からの報告内容の確認を行いました。

た。

最後に、経済建設常任委員会として、閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

それでは、議案第73号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第8号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決をいたします。

まず、議案第69号、上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第70号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第77号、平成24年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第78号、平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第82号、公有水面埋立てに関する意見についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第86号、訴えの提起についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第68号、上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について外11件を議題いたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、田中万里君。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） おはようございます。文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、去る12月11日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第68号、上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第71号、上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号、上天草市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についての3議案については、本会議で詳細な説明がありましたので、全員異議なく原案どお

り可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第73号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第8号については、まず健康福祉部所管について、委員より、小規模多機能型居宅介護施設の補助金等は応募がなく減額されているが、今後も応募がなければ第5期介護保険計画の見直しが必要ではないのかとの意見があり、執行部から、今後、団塊の世代が要支援1、2の状態になるなど、在宅介護の対象者もふえる可能性があることから、施設を利用しながら在宅介護ができる体制を整えるため、旧町ごとに1カ所ずつ小規模多機能型居宅介護施設を整備する計画となっている。今後も計画どおり推進していくのが基本的な考えであるが、それでも応募がなければ策定委員会で検証し、今後の進め方を考えるべきであるとの答弁がありました。

また、委員より、認可保育園交付金3,000万円の減額の理由について質疑があり、執行部から、この交付金は認可保育園の入園児者数、園児の年齢等により交付されるもので、当初、入園児者数を月平均910名で見込んでいたが、10月現在で866名となっており、最終的に3,000万円程度交付金が少なくなる見込みとなったとの答弁がありました。

次に、教育部所管について、委員より、龍ヶ岳小学校の屋内運動場ステージバトン取り付け工事130万円についての質疑があり、執行部から、今回、龍ヶ岳小学校の落成式の準備の際、国旗、校旗をつるすバトンがないことに気づき、バトンには荷重がかかるため、100キログラムにも対応できるものの設置を考えている。また、数社から見積もりをとり、随意契約を予定しているとの答弁がありました。

このように、所管部門の各事業内容について質疑し、詳細な説明を受けて、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第74号、平成24年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2号、議案第75号、平成24年度上天草市診療所特別会計補正予算第2号、議案第76号、平成24年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号、議案第79号、平成24年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の4特別会計補正予算については、本会議で詳細な説明がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第80号、平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号については、まず執行部から、医師住宅購入費として800万円計上したが、12月4日の議案質疑後に購入予定地が危険地域ではないかとの指摘を受け調査をしたところ、上天草市災害危険地域に関する条例の規定する災害危険地域に該当することが判明。医師住宅が不足している中、利便性や建築年数等を踏まえ、当該物件は医師招聘の好条件になると思われることから、調査をせず今議会に上程。今後は十分に調査、検討を重ね、医師住宅確保に努めたいとの説明がありました。

委員より、この不動産取得の経緯について質疑があり、執行部から、当該物件のところに売り看板があったため、不動産会社に連絡し、見積もりを取り寄せ、購入を検討することとなった。見積もり内容は、木造スレートぶき2階建ての2LDK。平成11年6月に築造され築13年、ことし3月に内外装をリフォーム、見積もり価格は土地46.05坪、坪単価8万円で368万4,000円、

建物 2 8 . 2 2 坪、坪単価14万5,828円で約411万5,250円の計779万9,250円。坪数の端数関係で合計見積もり額が780万円であるとの答弁がありました。

また、委員から、今回は購入しないことになったが、この物件は500万円で売り出されており、800万円は高いのではないかと本会議でも質疑があった。500万円がリフォーム前か後かはわからないが、いろんな疑惑等を持たれないような購入方法、適正な価格での取引を心がけていただきたいとの意見や、不動産は売り手、買い手の事情で単価は変わるものであるし、地価は年々下がっており、現在の経済状況からしても坪単価8万円は高いと思われるので、登記簿謄本をとるなど基礎的な調査をすること、また病院側としては、医師確保に努めている。医師を確保するためには医師の住む環境整備も求められることから、今後、住宅の購入をする際には慎重に検討されるようお願いしたいとの意見がありました。

このような質疑や執行部の説明を踏まえ、委員長を除く北垣委員外 5 名から修正動議が提出され、委員会では全員異議なく、住宅購入に関する減額の修正動議を提出することに決定しました。また、修正議決した分を除く部分についても全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第 8 3 号、工事請負契約の変更について、倉江浄水場築造土木工事は、本会議や現地踏査の際に詳細な説明がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第 8 4 号、訴えの提起については、委員より、裁判費用や該当する全ての行政が訴えを起こしたのかとの質疑があり、執行部から、裁判費用は着手金21万4,000円、収入印紙代2万6,000円、郵送料7,000円の計24万7,000円。被害に遭った市町村は 7 市 1 町で、4 市 1 町は 1 2 月議会に上程すると聞いている。ほかの 3 市については、2 市が裁判をするかしないかを協議中である。また、残り 1 市については手続上 1 2 月議会に間に合わなかったため、次回、議案として上程されるのではないかと答弁がありました。

このような慎重審査を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第 8 5 号、工事請負契約の締結について、今津中学校屋内運動場改築建築工事は、委員より、以前 P T A から卓球場や部室の要望が上がっており、委員には説明がされたが、その後、P T A には説明をしたのかとの質疑があり、執行部より、今まで保護者との協議や説明は行っていないため、特に今津中学校に限って説明をしていないわけではない。新体育館はもとの場所に建てるので大きくできないことや、今までどおりの運用をするよう学校側に説明をしている。また、学校施設の設置については学校側と協議を行っているため、学校側から保護者に説明されていると思われるとの答弁がありました。

このような慎重審査を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上が文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますよう、

お願い申し上げます。

また、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定しましたことも御報告いたします。

なお、閉会後に所管課より、次の項目について報告がありましたのでお知らせいたします。

上天草総合病院から、小児科医師退職に伴う入院診療の休止と産婦人科医師の産休について説明がありましたことを御報告いたします。

最後に、去る10月23日から24日に、文教厚生常任委員会として所管部門の調査のため視察研修を行いましたので、あわせて御報告いたします。

まず初日は、電子黒板について、先進地であります人吉市を訪問し、電子黒板の活用状況や活用による効果や課題について研修しました。人吉市では、国の補助金等を活用し、電子黒板、PCタブレット、校内無線LAN等を整備したことにより、児童・生徒が主体的に学ぼうとする姿勢、情報活用能力が高まったことや、電子黒板を学年に1台配置、教職員用パソコンを一人に1台配置するだけでも理想的であることがわかりました。

二日目には、宮崎市にあるNPO法人ホームホスピス宮崎が運営するかあさんの家を訪問し、活動理念や取り組みについて研修しました。かあさんの家は、空き家を活用し、病院や施設での受け入れ困難な患者や高齢者、介護保険などの制度を外れた方でも積極的に受け入れ、施設とは違い、もう一つの家として最期まで安心して生活できる環境が整っており、理想的な家、サービスであると感じました。

今回研修したことは、委員会の所管部署が抱えている重要な問題でありますので、学んだことをぜひ上天草市で生かせるよう取り組んでまいりたいと考えています。

以上で文教厚生常任委員長報告を終わります。

続きまして、委員長報告にもありました修正動議について御説明申し上げます。事務局より配付させております資料をごらんください。

議案第80号、平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号に対する修正動議について。地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

平成24年12月18日、上天草市議会議長、堀江隆臣様。

医師住宅購入に当たり予算を計上していましたが、上天草市災害危険地域に関する条例の第2条に規定される災害危険区域に該当することが判明したためです。これが、この議案を提出する理由でございます。内容は、資金的収入及び支出の施設整備費、医師住宅購入分800万円をゼロ円に減額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑及び修正案に対する質疑はございませんか。

8番、小西君。

○8番（小西 涼司君） 議案第73号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第8号の中の教育費、龍ヶ岳小学校屋内運動場ステージバトン取り付け工事についての説明では、ステージのバトンの工事ということでありましたけれども、普通体育館は、ステージの後ろのほうと前のほうと2カ所にバトンがあると思うんですけども、今回の龍ヶ岳小学校については、両方計上してあったのか、その辺の質疑等はなかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 今の8番、小西議員の質問でございます。普通の学校では、後ろと前に1本ずつあるということでしたが、その部分について、後ろと前の2本分なのかという質疑はございませんでした。しかしながら、今、小西議員が言われたように、他の学校でしてあるのと同じ方法ですので、その部分は同じような構造になるのではないかと認識しております。その部分については、委員会では出ませんでしたので、この後に所管に聞いて、どのようになっているかはお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、議案第73号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第8号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決をいたします。

まず、議案第68号、上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第71号、上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第72号、上天草市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第74号、平成24年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第75号、平成24年度上天草市診療所特別会計補正予算第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第76号、平成24年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第79号、平成24年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第80号、平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号を採決

いたします。

ここで御報告いたします。

先ほど、文教厚生常任委員長の報告のとおり、本件に対しては修正動議が提出されております。

それでは、お諮りいたします。

初めに、文教厚生常任委員長から提出された修正案について採決を行います。

本修正案に賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く議案について採決いたします。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号、工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第84号、訴えの提起についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第85号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

日程第4 議案第73号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第8号）

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第4、議案第73号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第8号を議題といたします。
これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、議案第73号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第8号を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長の報告は可決です。本件は各委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第5 発議第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第6 発議第8号 議会の委任による専決処分事項の指定について

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第5、発議第7号及び日程第6、発議第8号の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、西本輝幸君。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） 発議第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。上記の議案を会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月18日、上天草市議会議長堀江隆臣様。

地方自治法の一部改正に伴い、市議会の適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、関係規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

次に、発議第8号、議会の委任による専決処分事項の指定について。上記の議案を次のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月18日、上天草市議会議長堀江隆臣様。

市長において専決処分することができる事項を指定するには、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

全員協議会においては、変更契約の金額は、2,000万円について、1,000万円以内ではいけないものかとの意見があり、賛成、反対の活発な討論もありましたが、議会運営委員会では、契約金額の1割以内かつ2,000万円未満の金額での提案と決定しました。

議案の内容につきましては、事務局に朗読させます。御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） では、事務局お願いします。

○局長補佐（山下 正君） 事務局から議案内容の説明を行います。

まず、発議第7号、議員提出議案第4号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

第1条におきまして、上天草市議会委員会条例の一部改正を規定しております。第2条におきまして、上天草市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正を規定しております。この条文におきましては、政務調査費を政務活動費に改め、その適応経費の範囲を条例の中で定めております。第3条におきましては、上天草市議会基本条例の一部改正を行っております。ここでは、同じく政務調査費を政務活動費に改める規定にしております。

附則といたしまして、施行期日を、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条本文の政令で定める日から施行するとしております。また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の上天草市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の上天草市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費につきましては、なお従前の例によるとしております。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部改正に伴い、市議会の適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、関係規定を整備する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

続きまして、発議第8号でございます。

発議第8号、議員提出議案第5号、議会の委任による専決処分事項の指定について。地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1、市の義務に属する1件100万円未満の損害賠償の額の決定並びにこれに係る和解及び調停に関すること。2、市営住宅に係る家賃等及び明渡しの請求に関する訴訟、和解及び調停に関すること。3、議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の1割以内かつ2,000万円未満の金額に係る変更契約の締結に関すること。

提案理由といたしまして、市長において専決処分することができる事項を指定するには、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、初めに、発議第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に、発議第8号、議会の委任による専決処分事項の指定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、各委員会の委員長より所管事務調査及び付託事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第7回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時23分